

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山下委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

今日はギャンブル問題についてお聞きいたします。

ギャンブル依存症に苦しむ人が後を絶ちません。公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会の方々が行った昨年度のアンケートがあるんですが、相談にいられた依存症者、当事者の年代別集計を見ますと、二〇一九年には全体の二八％を占めていた二十代の依存症が、二〇二五年には三七％へと増加し、三十代の三五％と合わせると、七割以上が二十代、三十代ということになっております。そして、平均借金額も、二〇二二年の七百六十三万円から、二〇二五年には一千八十四万円へと増加をしております。

大臣に今日来ていただいたんですけれども、なぜ、若年層の依存症が増えて、なおかつ、平均借金額が増えていると考えておられますか。

○あかま国務大臣 今、委員の方でお話がありま

した公営競技を始めとするギャンブルについては、オンライン化に伴い、医療相談現場において、まず、若年層、若年者からの相談が増加しております。また、借金額については、オンラインギャンブルの方が総額が多い、こういった専門家からの指摘があることは承知をしております。

こうした状況を受けて、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、まさに全体計画でございますが、ここにおいて、若年層対策として、動画を中心にSNS等のインターネットを活用する等、普及啓発を強化するとともに、地域において教育委員会等と連携するなど、若年者対策を強化するというふうにしております。

こういった状況というものを踏まえながら、引き続き、依存症によって不幸な状況に陥る方々をなくして、国民の健全な生活の確保等を実現するため、各省庁、密に連携をしながら、基本計画に基づく対策、取組を着実に進めてまいりたい、そう思っております。

○辰巳委員 今、大臣、オンライン化が、若年層の間で依存症が増えているということをお認めになったと思うんですね。ただ、おっしゃったように、動画とかSNSとか教育とか、それはやっていただいたらいいんですけれども、それだけではやはり不十分である、これは明らかだと思うんです。

我が党は、ギャンブルの中でもパチンコの問題を国会で度々取り上げてまいりました。三店方式による換金システムの規制を始め、パチンコ店内のATMの撤去なども求めて、実際にそういう方

向にもなってきたと思うんですね。

それで、公営ギャンブルですね。今、公営ギャンブルというのはどこでやられているかというところ、その施設、競技場ではなくて、もうほとんど八割、九割がスマホなんですよ。スマホで購入しているわけですね。二〇二〇年のコロナ禍による巣ごもりなどが、競馬、競輪、オートレース、競艇といった公営ギャンブルの収益を大きく伸ばしました。ネットの購入、オンライン投票がなければ、これはあり得なかったことだと思えます。今申し上げたように、今はもう八割、九割がオンラインですから。

これだけ売上げが増えていくわけですから、当然、ギャンブル依存症にかかる人も増加していると思われま

す。今日、資料につけさせていただきましたけれども、厚生労働省の資料ですね。これはモニタリング研究がやられているんですけれども、これによりますと、レセプト情報によるギャンブル依存症患者の外来患者数、二〇一六年の二千七十二人から、二〇二三年度は五千四百五十八人と、二・六倍になっております。

同じ調査で、アルコール依存症外来患者数は同時期に一・二倍なんです。薬物依存症外来患者数も増えてはいるんですね、一・三倍にはなっているんですけれども、ギャンブル依存症患者の二・六倍の増加の比ではないわけですね。オンライン、とりわけ公営ギャンブルの対策というのは急務だと私は思います。

この間、依存症対策としては、先ほど申し上げ

たようなパチンコ店あるいは公営ギャンブルの施設において、のめり込み防止のためには、キャッシング機能の廃止あるいは上限設定など既存の対策では十分でないとして、ＡＴＭが全面撤去の方向になってきたわけですね。この対応は一つの到達点だと思うんです。

ただ、申し上げたように、今はＡＴＭはスマホなんです。スマホなんです。例えばＪＲＡであれば、即ＰＡＴに登録して、これを銀行口座にひもづけて、即ＰＡＴ内の口座に銀行口座からチャージすれば、一日九千九百九十九万円までチャージすることができるといことなんでしょう。

はつきり、やはり依存症対策だということであれば、この間、誘発するということで施設内のＡＴＭの撤去がされてきたわけですから、だったら、やはり、自らの口座が空っぽになるまで、ＡＴＭチャージすることができてしまうこのオンラインのシステムにも規制が私は必要だということふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○あかま国務大臣 委員御案内だというふうに思っておりますけれども、このギャンブル等依存症対策基本法、ここにおいて、第十五条でございますが、国は、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、必要な施策を講ずるというふうにされております。ギャンブル等依存症対策、これは、各公営競技事業者においても積極的に取り組まれるべきものというふうにも考えております。

今お話ありました公営競技のインターネット投票における決済の仕組み、これについては、一義

的には、その文脈では、各事業者において適切に運用されるべきものとは考えております。運営事業者においてでございますけれども、本人や家族の申請によるインターネット投票の利用停止措置であるとか、また、本人によるインターネット投票における購入限度額の設定などを行っていいものというふうにも承知をしております。

他方で、利用停止措置を申請する上で、利便性、こういった観点で課題も指摘されております。こうしたことから、ギャンブル等の依存症対策推進基本計画、ここにおいて、オンライン申請を含めた利便性向上を図っていくことというふうにもしております。

加えて、競馬など一部のギャンブル、ここについては、銀行口座残高、これを超えて、クレジットカードなど後払い決済を用いて行うことが可能な仕組みとなっており、関係者からの見直しを求める声を踏まえて、同計画において見直しを各事業者に検討いただいているところであります。

政府といたしましては、引き続き、先ほどお話しも申し上げました、依存症によって不幸な状況に陥ること、そういった方々を少しでもなくして、国民の健全な生活の確保等を実現できるよう、関係省庁としっかりと取組を進めてまいりたい、そう思っております。

○辰巳委員 今大臣おっしゃった、オンラインの利便性の課題があると。これは要するに、今までは書類で自己規制ですね、御自身あるいは家族でここぐらいまでしか賭けられないようにしてくれというものは書類の申請でしかできなかったもの

を、オンラインでできるようにするみたいな話なんです。

そうではなくて、今、ＡＴＭはここにあるんです。あるんです。それは自主規制すればできることはできるんです。だけれども、そこまでいかずとも、だって、ＡＴＭはそこにあることが駄目だ、のめり込みになるんだといって、パチンコ店あるいは公営ギャンブルの施設から撤去したんやから。この問題はやはり残るんです。九千九百九十九万円、ほかの公営ギャンブルでも九百九十九万円までできちゃうということになっているわけなんです。クレジットカード後払い、これは当然禁止もすべきなんです。これは全然十分だと言わなければならないと思います。

それと、自主規制という話がありました。これは、全国公営競技施行者連絡協議会、ここで公営競技の広告宣伝指針というのが出されておまして、今日はここについてもちよつと取り上げたいというふうに思っているんですね。

今日、資料に、裏側につけさせていただきました。過度に射幸心をあおることのないようにという指針が一応出ているんですけれども、これを見ていただきたい。例えば競馬ですね。毎日たてて、選べる、もらえる、チケットチャレンジという文言がある。毎日たててという文言ですね。これは問題じゃないかと。あるいは、右側にあります、これはユーチューブ番組なんですけれども、当てやすい。こんな表記がいいのかと。これは競艇ですけれども、子供連れを狙つてといいますか、ウルトランオメガショーということ、家族で来

てくださいと奨励しているわけですね。

ちよつと各競技に、JRA、そして国交省も来てくれていると思いますけれども、農水省ですね、この表記、どうですか。いかがですか。駄目なじやないですか。

○関村政府参考人 お答えいたします。

五月十一日に開催されました依存症対策議員連盟の勉強会におきまして、地方競馬の馬券のインターネット販売事業者のサイト上での表現のうち、毎日ためてや、当てやすいという表現は、ギャンブル等依存症対策の観点から問題ではないかと御指摘をいただいたところでございます。

農林水産省としましては、そのような指摘があったことを踏まえまして、当該事業者に対し、各公営競技において定められている広告宣伝指針を踏まえた適切な表現となるよう指導を行い、既に当該表現は修正されているものと承知しております。

引き続き、ギャンブル等依存症対策推進基本計画等に基づく取組が着実に進められるよう、競馬主催者等に必要な指導を行ってまいります。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

モーターボート競走を主催する施行者の中には、レース開催日かどうかにかかわらず、モーターボート競走場を地域活性化の場として活用している例があり、その一環として、子供向けを含む各種イベントを実施している事例があるものと承知しております。

このように、モーターボート競走場は、各施行者の判断の下、地域行政とも連携しながら、子供

やファミリー層を含む地域住民に開かれた地域コミュニティの場として機能している側面があるものと理解しております。

モーターボート競走場におけるギャンブル等依存症対策につきましては、ギャンブル等依存症対策基本計画に基づき、警備員の配置、巡回による声かけの実施のほか、場内での放送、場内映像のテロップ等により、二十歳未満の者による舟券購入禁止等の注意喚起を実施しているところであり、国土交通省としては、これらの対策が徹底されるよう、施行者を始めとする関係者を引き続き指導してまいります。

○辰巳委員 まず、競馬、農水省から言いますと、今日資料につけさせていただいた、このサイトの当てやすいというのはどうやらなくなっているようなんですけれども、同じサイトの別のユーザーチャンネルではまだ残っているんですよ。残っているんですよ。だから、指導するといったつて、これをどこまで実効性があるのかなというふうに思わざるを得ないと思います。

それと、ボートについて言えば、地域活性化という話なんですけれども、例えばカジノであれば、パチンコであれば未成年は入場禁止ということになるわけでありまして、地域活性化というんですけれども、やはり若年からの入口、敷居を低くするものではないか、こういう話だと思っております。これもちよつと議論が必要ではないかと思っております。

同時に、私が今日は取り上げたようなポイントですよ。今日の資料の右側に、ポイント制というのがあるんです。つまり、これは購入すればする

ほどポイントがたまるというやつですよ。これはやはりのめり込ませることになるんじゃないかということ、実は協議会の方でもいろいろ議論はされてきたんですけれども、例えばこれまでやってきた友達紹介ポイントはやめます、これはもうなかったわけですね。あるいは、買えば買うほどランクがアップする、これもちよつと、やはり射幸心をあおり過ぎるということで、やめるということになったようなのでございます。

ただ、ポイントそのものをなくすということではなくて、今までは、特別な競技、何とか賞のときはポイントが物すごい上がるということをやっていったんだけでも、それに上限、通常のときは一%、特別なレースのときのキャンペーンでは五%という上限をはめましたということなんですけれども、上限とかじゃなくて、これはもう廃止すべきだと私は思うんですね。

やはり、公営ギャンブル、もう時間が来たので終わりますけれども、公営ギャンブルで、オンラインで、スマホで、やはりこれだけの依存症患者が増えているということですから、対策を強化することと同時に、今日は時間が来てできませんけれども、大阪でIR、カジノというのをやろうというわけですね。新たな賭博施設を造ることは依存症患者を増やすことにもつながるとしか言えませんので、これは、カジノはストップせよということをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。